

地域ポイントシステム普及啓発活動等業務委託に係る事業者選定実施要領

1. 趣旨

この要領は、地域ポイントシステム普及啓発活動等業務を委託するに当たり、その受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 地域ポイントシステム普及啓発活動等業務
- (2) 業務内容 別紙「地域ポイントシステム普及啓発活動等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 業務場所 福岡県豊前市
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月13日まで
- (5) 見積限度額 5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は契約時の予定価格ではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (3) 豊前市財務規則（昭和41年規則第4号）第92条第2項に規定する名簿に登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない者であっても、参加申込時に登録に必要な書類を提出し、登録可能であると認められる場合は、参加を認める。
- (4) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 参加意向申出日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は豊前市の指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者（団体に属した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4. スケジュール

項 目	日 程
公告（実施の公表）	令和7年5月23日（金）
参加申込書提出期限	令和7年6月3日（火） 午後4時まで（必着）
参加資格審査の結果通知	令和7年6月6日（金）
質問書提出期限	令和7年6月13日（金） 午後4時まで（必着）
質問に対する回答	令和7年6月18日（水）
企画提案書類の提出期限	令和7年6月25日（水） 午後4時まで（必着）
一次審査の結果通知	令和7年6月30日（月）
二次審査（プレゼンテーション）	一次審査省略の場合： 令和7年6月30日（月）～7月3日（木） 一次審査実施の場合： 令和7年7月7日（月）～9日（水）
契約相手方の決定	令和7年7月中旬
契約締結	令和7年7月中旬

5. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付等は次のとおりとする。

担 当：豊前市役所 総務部総合政策課地域創生推進係

所在地：〒828－8501 福岡県豊前市大字吉木955番地

電 話：0979－82－1124（直通）

FAX：0979－83－2560

E-mail：sousei@city.buzen.lg.jp

担当者：篠田、古賀、郡司掛

6. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加希望する者は、3. 参加資格要件を確認のうえ、次の書類を提出すること。なお、3（3）に規定する本市の名簿に登録されていない者にあつては、参加申込時に登録に必要な書類を別途提出すること。

（1） 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（任意様式）

（2） 提出期限

令和7年6月3日（火）午後4時まで（必着）

（3） 提出部数

各1部

（4） 提出方法及び提出先

担当部署へ持参、郵送または電子メール（PDF形式）によるものとする。

（5） 参加資格の有無の確認結果

参加資格の有無に関する確認結果については、参加申込者に指名通知書により通知する。また、合わせて一次審査の有無、二次審査の日時等を連絡する。

7. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。なお、質問に対する回答書は本実施要領及び仕様書の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

（1） 質問書提出期限

令和7年6月13日（金）午後4時まで（必着）

（2） 質問書提出先

担当部署へ電子メールにて提出すること。

※送信後、必ず電話により着信を確認すること。

※提出期限を過ぎた質問並びに電話、FAX及び訪問による質問は受け付けない。

（3） 質問の回答について

質問に対する回答は、令和7年6月18日（水）に質問者名を伏せたうえで、本市ホームページ上で回答する。

8. 企画提案書の提出

参加資格があると認められた者で企画提案をするものは、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 参考見積書（任意様式）

※別途、費用詳細の内訳が分かるように記載すること。

(2) 企画提案書に記載する事項

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえつつ、次の事項に関する内容を記載すること。

ア 業務体制及び業務工程表

本業務を受託した場合における全体の業務実施体制について、責任者、実施者の人員配置等を示すこと。また、本業務を担当する者の経歴、経験年数、業務に関する資格、他の類似する業務の実績について記載すること。

イ 業務実施に当たっての実施方針

本市の現状、地域性を踏まえ、本業務の実施に当たっての考え方、姿勢、実施方針について記載すること。なお、記載に当たっては、本業務の課題、貴社が重視するポイントや特徴を含めて記載すること。

ウ 業務の内容

仕様書の業務内容に沿って、本業務における手法、内容、創意工夫等を具体的に提案し、貴社提案の特徴や独自性、優位性などについて分かりやすく記載すること。

なお、仕様書に記載がない事項についても、本業務実施に当たり本市にとって有益な提案があれば記載すること。

(3) 作成上の留意点

ア 企画提案書は任意様式とするが、簡潔明瞭に図表等を織り交ぜるなど専門知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。また、企画提案書は、原則としてA4サイズ、両面印刷で作成すること。なお、A3判の使用は、やむを得ない場合にのみ使用すること。

イ 見積金額は、本業務の見積限度額を超えないこと。

ウ 企画提案書の表紙には、あて先「豊前市」、タイトル「地域ポイントシステム普及啓発活動等業務」、提出年月日、会社名・代表者名を記載すること。

(4) 提出部数

正本各1部、副本各10部

(5) 提出方法及び提出先

担当部署へ持参又は郵送によるものとする。

(6) 提出期限

令和7年6月25日（水）午後4時まで（必着）

9. 企画提案書の審査

(1) 提案内容の評価

Re: ぶぜんプロジェクト委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案者に対し、企画提案書に係るプレゼンテーションを求め、その内容は、企画提案評価基準（別表）を基に公平かつ客観的に評価する。

(2) 一次審査（書類審査）

指名通知書を通知した事業者が5者を超える場合は、企画提案評価基準に沿って、企画提案書等の内容に基づいて書類審査を行い、二次審査に参加できる者を5者に選定する。その結果については、すべての参加申込者に対して、令和7年6月30日（月）に通知するものとし、一次審査通過者には、二次審査の日時等を合わせて通知する。

指名通知書を通知した事業者が5者以下の場合は、一次審査を省略し、企画提案書提出者を二次審査の対象とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査対象者に、次の内容で二次審査を行う。なおプレゼンテーションの順番は、企画提案書を担当部署へ提出し、受理した受付順に、また郵送の場合は受付日付（郵便局の場合は受付消印）の順とする。

ただし、受付が同日同時刻枠（郵便局の場合は受付消印）の場合は、対象者の登記された商号の五十音順とする。

プレゼンテーションの日時等

項 目	備 考 等
日 時	一次審査省略の場合： 令和7年6月30日（月）～7月3日（木） 一次審査実施の場合： 令和7年7月7日（月）～9日（水）
会 場	豊前市役所3階 第1会議室 ※変更の場合あり
持ち時間	40分（説明25分、質疑15分）以内を予定
出 席 者	出席者は5名以内とし、本業務担当者は必ず出席すること。 なお、提案説明（プレゼンテーション）については、本業務担当者によって行うものとする。 Zoomによるオンラインでのプレゼンテーションも可能とする。希望する場合は、企画提案書提出までに本市へ連絡すること。ミーティングIDなどは、市が指定する日時までに作成し通知すること。

※プレゼンテーションの日時、参加方法等の詳細は、参加事業者に別途通知する。

※提案説明にパワーポイントを使用する場合は、事前に担当部署に連絡すること。

なお、プロジェクター、スクリーン、電源は当市で用意可能であるが、パソコン及びその他必要な機材については提案者が用意すること。

10. 受託候補者の決定

本企画提案の受託候補者は、次により決定することとし、選定結果は、プレゼンテーション参加者全員に通知する。なお、審査内容及び選定結果に対する問合せには、応じない。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

- (1) 委員会の各委員の評価の合計点が最も高い者を第一順位の受託候補者とする。
- (2) 合計点が最も高い者が2人以上いる場合には、選定委員会の委員長を除く各委員による協議で第一順位の受託候補者を決定する。
- (3) プロポーザル参加者が1者のみの場合でも審査・評価は実施し、委員会が適切な事業者であると判断した場合は、受託候補者とする。
- (4) 前号の適切な事業者であることの判断基準は、合計点が満点の6割以上であることとする。

11. 無効となる企画提案等

- (1) 企画提案書作成上の留意点に示された条件に適合しないもの。
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 委員会に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) その他、審査の公平さに影響を与える行為が認められた場合

12. 契約に関する事項

本企画提案の契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された第一順位の受託候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。また、特別な理由により受託候補者と契約の締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本市は受託者とする。
- (2) 契約書の作成
本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) その他契約に関する事項
契約時における仕様書は、別紙仕様書に記載されている事項を基本とするが、本市と受託者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用は、提案者の負担とする。

- (2) 提案者は、一つの提案しか行うことができないものとする。
- (3) 参加申込書を提出した者が、本プロポーザルを辞退する場合は、辞退理由を記載した参加辞退届（任意様式）を提出すること。また、次のいずれかに該当した者は辞退したものとみなす。
 - ア 企画提案書提出期限に遅れた者
 - イ プレゼンテーションに遅れた者又は欠席した者
- (4) 提出された書類は一切返却しない。
- (5) 提出期限以降における書類の差替え、修正等は認めない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、豊前市情報公開条例（平成23年条例第1号）に基づき、非公開情報を除き、提出書類を公開することがある。
- (7) 提出された書類等は、選定作業のほか、前号の規定により、情報公開をするに当たり、写しを作成して使用することができるものとする。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については担当部署が定める。